

# 運営規定

あおば訪問看護ステーション

## 第1条 （事業の目的）

合同会社あおばが設置するあおば訪問看護ステーション（以下「当ステーション」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「訪問看護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

## 第2条 （事業の方針）

- 1 訪問看護は、要支援状態または要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 当ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 当ステーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 当ステーションは、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 当ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

### 第3条（当ステーションの名称等）

事業を行う当ステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あおば訪問看護ステーション
- (2) 所在地 岐阜県高山市赤保木町 1097-1
- (3) 開設年月日 令和6年9月1日
- (4) 当ステーション事業所番号 第2162790170号
- (5) 電話番号 090-8790-5199
- (6) 管理者 岡村 京子

### 第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

当ステーションにおける従業者のうち、看護職員については運営に関する基準に規定された人員を下回らないようにするとともに、職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 看護師 1名（常勤兼務職員）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護の実施に関し、当ステーションの従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護職員 常勤換算2,5名以上

看護師 常勤専従1名以上

看護師 常勤兼務1名以上

看護師 非常勤 必要に応じて配置

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）に基づき訪問看護の提供に当たる。また、時間外の本人・家族からの緊急連絡に対応する。

- (3) リハビリ職員 必要に応じて配置

理学療法士 必要に応じて配置

作業療法士 必要に応じて配置

言語聴覚士 必要に応じて配置

リハビリ職員は訪問看護としての在宅リハビリを担当する。

- (4) 事務職員 必要に応じて配置

訪問看護事業に必要な事務を行う。

## 第5条 (営業日及び営業時間)

当ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時から午後5時とする。
- (4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。また、緊急時の必要性に応じて訪問を行う。

## 第6条 (訪問看護の内容)

当ステーションで行う訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことの目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）の作成及び利用者又はその家族への説明と同意を得る（電磁的記録を含む）  
利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載  
(サービス内容の例)
  - ① 病状・障害の観察
  - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
  - ③ 食事および排泄等日常生活の世話
  - ④ 褥瘡の予防・処置
  - ⑤ リハビリテーション
  - ⑥ ターミナルケア
  - ⑦ 認知症患者の看護
  - ⑧ 療養生活や看護・介護方法の指導
  - ⑨ カテーテル等の管理
  - ⑩ その他医師の指示による医療処置
- (2) 訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）に基づく訪問看護の実施
- (3) 訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）の作成

## 第7条 (訪問看護の利用料等)

- 1 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により、当ステーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合(1~3割)に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 その他の費用としてエンゼルケア等の実費を20,000円と定める。
- 3 費用の支払いを受ける場合、利用者または家族または後見人に対して事前に書面を以って説明、同意を受けることとする(電子的な署名を含む)。

## 第8条 (サービス利用の中止)

- 1 利用者は、サービス利用予定日の前日午後5時までに申し出ることにより、サービスの利用を中止することができ、この場合、利用料金は発生しないものとする。
- 2 当ステーションは、利用者が上記の期間を過ぎてから利用の中止を申し出た場合は、予定したサービス利用料の実費を取消料として利用者に請求できるものとする。ただし、利用者の体調不良等、中止に正当な事由がある場合、当ステーションは取消料を請求しないものとする。

## 第9条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、旧高山市、国府町、飛騨市古川町とする。高山市朝日町、一之宮町、清見町、久々野町、荘川町、丹生川町、飛騨市河合町、宮川町の方は相談により実施を検討する。

## 第10条 (衛生管理等)

- 1 当ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、当ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 当ステーションは、当ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 当ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 当ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 当ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修(年2回)及び訓練を定期的に実施する。

## 第11条 (緊急時等における対応方法)

- 1 従業者は、訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 当ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、岐阜県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 当ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録をするものとする。
- 4 当ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 第12条 (苦情処理)

- 1 当ステーションは、訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 当ステーションは、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当ステーションは、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当ステーションは苦情・相談への対応を次のように定める。

(1) 苦情・相談窓口 管理者 岡村京子 及び 村上直美

電話 090-8790-5199

FAX 050-3149-6568

苦情窓口開設時間 月曜日～土曜日 8時00分～17時00分

外部の相談窓口 高山市 市民福祉部 高年介護課 0577-35-3178

飛騨市 市民福祉部 地域包括ケア課 0577-73-7469

岐阜県国民健康保険団体連合会

介護保険課 苦情相談係 058-275-9826

(2) 苦情解決責任者 合同会社あおば 代表社員 岡村京子

(3) 苦情・相談窓口担当者はその内容を十分に確認したうえで、その段階で解決、返答できると判断される内容の場合は、その場で解決、返答する。

(4) 苦情・相談窓口担当者で解決が困難な場合は返答を保留し、苦情・相談の対象となっている対象職員と協議したうえで解決・返答する。

## 第13条 (個人情報の保護)

- 1 当ステーションは、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

#### 第14条 (虐待防止に関する事項)

- 1 当ステーションは、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修（年2回）の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 当ステーションは、サービス提供中に、当該当ステーション従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### 第15条 (業務継続計画の策定等)

- 1 当ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 当ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 第16条 (運営規定等の掲示について)

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規定等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。

## 第17条 (身体拘束の禁止)

- 1 当ステーションは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 当ステーションは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
  - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

## 第18条 (その他運営に関する留意事項)

- 1 当ステーションは、従業者の資質向上のために研修の機会を確保する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 当ステーションは、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 当ステーションは、従業者に、その同居の家族である利用者に対する訪問看護の提供をさせないものとする。
- 5 当ステーションは、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は合同会社あおばと当ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 第19条 (記録の保存等について)

当ステーションは、事業による各利用者における記録について5年間の保管を行う。

## 第20条 (電磁的記録の使用について)

当ステーションは、利用者の利便性向上、事業における業務負担軽減等の視点からペーパーレスを進め、利用者に係る説明・同意等において電磁的記録を行うことがある。

## 第21条 (ICT化の推進について)

当ステーションは、利用者の利便性向上、事業における業務負担軽減、感染対策等の視点から、テレビ電話、オンライン面談ツールなどを利用して各種会議等を実施することがある。

#### 附 則

この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

#### 改定

この規程は、令和 7 年 1 月 29 日から施行する。